

鹿屋市国民健康保険における特別療養費の支給等に係る取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。）及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「施行規則」という。）に定める国民健康保険の特別療養費の支給及び療養の給付等への変更措置、保険給付の一時差止及び保険給付の額からの滞納額の控除等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別療養費の支給対象への変更)

第2条 市長は、法第54条の3第1項で定めるところにより、世帯主が保険税の納期限から1年が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該保険税を納付しない場合においては、次の各号に該当すると認められる被保険者を除き、療養の給付等の対象から特別療養費の支給対象に変更するものとする。

- (1) 保険税の滞納につき施行令第28条の6で定める特別の事情があると認められる世帯に属する被保険者
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他施行規則第27条の4の2で定める医療に関する給付（以下「公費負担医療」という。）を受けることができる被保険者
- (3) 高校生世代（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。）の被保険者

2 市長は、法第54条の3第2項で定めるところにより、前項に掲げる期間が経過する前においても、次の各号に該当すると認められる場合においては、前項と同様の手続により特別療養費の支給対象に変更することができる。

- (1) 世帯主又は当該世帯に属する被保険者の居所が知れないとき。
- (2) 滞納保険税を納付しない旨の意思表示があるとき。
- (3) その他市長が特に適当と認めるとき。

3 第1項第1号に掲げる特別の事情は、次に掲げる事情による。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。

(4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。

(5) 前各号に類する事由があったこと。

(特別療養費の支給に係る事前通知)

第3条 市長は、前条第1項又は第2項の規定により特別療養費の支給対象に変更するときは、あらかじめ、施行規則第27条の5の3で定めるところにより、世帯主に対し、次に掲げる事項を特別療養費の支給に係る事前通知書（別記第1号様式）により通知する。

(1) 特別療養費の支給対象となる被保険者

(2) 法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給する旨

(3) 特別療養費の開始予定年月日

2 市長は、前項の通知を行うときは、併せて、世帯主に対し、次に掲げる事項を通知する。

(1) 施行規則第27条の5の2の規定により資格確認書の返還を求める旨

(2) 資格確認書の返還先及び返還期限

3 市長は、前項の規定により資格確認書が返還されたときは、特別療養費を支給する旨を記載した資格確認書を交付する。

(弁明の機会の付与)

第4条 市長は、前条第1項の通知を行うときは、あらかじめ、行政手続法（平成5年法律第88号）で定めるところにより、世帯主に対し、次に掲げる事項を特別療養費の支給に係る事前通知交付予告書（別記第2号様式）により通知し、弁明書（別記第3号様式）の提出を求めるものとする。ただし、弁明書によることが困難であると市長が認めるときは、口頭で弁明を行うことができる。

(1) 予定される不利益処分の内容（法第54条の3第1項又は第2項本文の規定により特別療養費を支給することとなる旨）

(2) 不利益処分の原因となる事実（滞納額及び当該滞納額に係る納期限）

(3) 弁明書の提出先及び提出期限

2 前項の規定による弁明書の提出があったときは、施行令第28条の6で定める特別の事情の有無を認定するものとする。

(療養の給付等への変更)

第5条 市長は、世帯主が特別療養費の支給対象である場合において、次の各号に

該当すると認められるときは、法第54条の3第4項で定めるところにより、当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者につき、特別療養費の支給対象から療養の給付等の対象に変更する。

- (1) 滞納保険税を完納したとき。
- (2) 滞納額の著しい減少が認められるとき。
- (3) 保険税の滞納につき施行令第28条の6で定める特別の事情があると認められるとき。

2 市長は、世帯主が特別療養費の支給対象である場合において、当該世帯に属する被保険者が公費負担医療の対象となったときは、当該被保険者につき、療養の給付等の対象に変更する。

3 第1項第2号に定める滞納額の著しい減少は、次に掲げる特別の事情が認められるときとする。

- (1) 計画的な納付の履行により完納が見込まれるとき。
- (2) 滞納処分の執行により完納が見込まれるとき。

(療養の給付等に係る事前通知)

第6条 市長は、前条の規定により療養の給付等を行うときは、あらかじめ、施行規則第27条の5の6で定めるところにより、世帯主に対し、次に掲げる事項を療養の給付等に係る事前通知書（別記第4号様式）により通知する。

- (1) 療養の給付等の対象となる被保険者
- (2) 法第54条の3第4項の規定により療養の給付等を行う旨
- (3) 開始予定年月日

(特別の事情に係る届出)

第7条 世帯主は、市長から第3条第2項で定める資格確認書の返還の求めがあった場合において、施行令第28条の6で定める特別の事情があるときは、施行規則第27条の5の4第1項で定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項を記載した特別の事情に関する届出書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び個人番号
- (2) 保険税を納付することができない理由
- (3) 被保険者記号・番号

2 特別療養費の支給対象である世帯主は、施行令第28条の7で定める特別の事情

(滞納保険税が著しく減少したことを除く。)があるときは、施行規則第27条の5の4第2項で定めるところにより、直ちに、前項に掲げる事項を記載した特別の事情に係る届出書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項の届出書に、特別の事情があることを明らかにする書類を添付するよう求めるものとする。

（特別の事情に準ずる状況に対する緊急的措置）

第8条 市長は、特別療養費の支給対象である世帯主から、当該世帯に属する被保険者に医療を受ける必要が生じ、かつ、医療機関に対する一時支払が困難である旨の申し出があったときは、保険税を納付することができない特別の事情に準ずる状況があるものとして、当該被保険者につき、療養の給付等の対象に変更することができる。

- 2 市長は、前項の申出があったときは、保険税を納付することができない特別の事情の有無を精査し、施行令第28条の6で定める特別の事情が認められないときは、再び特別療養費の支給対象に変更する。

（公費負担医療に係る届出）

第9条 世帯主は、市長から第3条第2項で定める資格確認書の返還の求めがあつた場合において、当該世帯に属する公費負担医療を受けることができる被保険者があるときは、施行規則第27条の5の5第1項で定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項を記載した公費負担医療に係る届出書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

- (1) 公費負担医療を受けることができる被保険者の氏名、住所及び個人番号
- (2) 前号の被保険者が受けることができる公費負担医療の名称
- (3) 被保険者記号・番号

- 2 特別療養費の支給対象である世帯主は、当該世帯に属する被保険者が公費負担医療を受けることができる者となったときは、施行規則第27条の5の5第2項で定めるところにより、直ちに、前項に掲げる事項を記載した公費負担医療に係る届出書（別記第6号様式）を提出しなければならない。

- 3 市長は、前2項を公簿等によって確認することができるときは、当該届出書を省略させることができる。

- 4 第1項及び第2項の届出書には、公費負担医療を受けることができる者である

ことを証する書類を添付しなければならない。

(保険給付の一時差止)

第10条 市長は、法第63条の2第1項で定めるところにより、世帯主が保険税の納期限から1年6か月が経過するまでの間に、保険税納付の勧奨等を行ってもなお当該保険税を納付しない場合においては、施行令第28条の6で定める特別の事情が認められる場合を除き、施行規則第32条の4で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を差し止めるものとする。なお、これを行う場合に行政手続法で定める弁明の機会の付与は要しない。

2 市長は、法第63条の2第2項で定めるところにより、前項に掲げる期間が経過しない場合においても、次の各号に該当すると認められるときは、前項と同様の手続により保険給付の全部又は一部の支払を差し止めることができる。

- (1) 世帯主又は当該世帯に属する被保険者の居所が知れないとき。
- (2) 滞納保険税を納付しない旨の意思表示があるとき。
- (3) その他市長が特に適当と認めるとき。

3 市長は、保険給付を差し止めている期間において、施行規則第28条の6で定める特別の事情が認められこととなったときは、差止を解除する。

4 世帯主は、施行規則第28条の6で定める特別の事情があるときは、直ちに、第7条の例により特別の事情に関する届出書を提出しなければならない。

(一時差止に係る保険給付額からの滞納保険税額の控除)

第11条 市長は、世帯主が特別療養費の支給対象である場合において、前条の規定による保険給付の一時差止がなされている者が、なお滞納保険税を納付しない場合においては、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主が滞納している保険税額を控除することができる。

2 前項の控除を行うときは、当該世帯主に対し、あらかじめ、保険給付からの滞納保険税の控除通知書（別記第7号様式）により、次の各号に掲げる事項を通知する。

- (1) 法第63条の2第3項の定めにより一時差止に係る保険給付の額から滞納額を控除する旨
- (2) 一時差止に係る保険給付の額
- (3) 控除する滞納額及び当該滞納額に係る納期限

(申出による保険給付の滞納保険税への充当)

第12条 市長は、世帯主から申出があったときは、保険給付の額の全部又は一部を滞納保険税に充てることができる。なお、当該申出は、充当申出書（別記第8号様式）又はそれに準ずる書面を提出する方法により行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

年　月　日

様

鹿屋市長

印

特別療養費の支給に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第1項又は第2項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第3項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

また、特別療養費を支給する旨を記載した資格確認書を新たに交付しますので、下記の支給対象者に係る資格確認書の返還を求めます（資格確認書の交付を受けていない場合、返還は不要です。）。

記

1 特別療養費の支給対象者

氏名	住所	生年月日

2. 特別療養費への変更期日

年　月　日

※この日より、医療機関等の窓口での自己負担割合が10割となります。

3. 不利益処分の原因となる事実

特別な事情等がないにも関わらず保険税を滞納しているため

4. 資格確認書の返還先及び返還期限（資格確認書の交付を受けていない場合、返還は不要です。）

返還先：鹿屋市役所 健康保険課

返還期限：　　年　　月　　日

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・滞納している保険税を納めたとき
 - ・災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・公費負担医療を受けることができるに至ったとき

(裏面)

○不服申立て

- 1 この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県国民健康保険審査会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<お問合せ先>

鹿屋市健康保険課

電話 0994-31-1162 (直通)

第2号様式（第4条関係）

年　月　日

様

鹿屋市長

特別療養費の支給に係る事前通知交付予告書

あなたには、これまで国民健康保険税の納付について、督促・催告等により再三お願ひしてきましたが、いまだに滞納が続いています。

このまま保険税の滞納が解消されない場合、国民健康保険法第54条の3第1項又は第2項の規定により、特別療養費の支給に変更することになります。

特別療養費の支給に変更されると、医療機関の窓口で医療費を全額（10割）支払った後、後日、申請により保険給付分（7割又は8割分）の払戻しを受けるようになります。このような事態にならないためにも、納付相談を受けていただきますようお願いします。

なお、特別の事情（災害、病気、事業廃止等）により納付できない場合若しくは公費負担医療を受給（裏面参照）している方については、特別療養費の対象から除かれますので、下記届出期日までに弁明書を提出してください。

記

1 滞納保険税 円

措置対象予定滞納税 年度第 期～ 円

（納期到来1年後の未納税）

2 弁明書の提出先 鹿屋市役所 健康保険課

3 弁明書の提出期限 年 月 日まで

※この通知書到着前に納付済となった方については、行き違いで御了承ください。

※弁明書の提出が困難な場合は、事前に御相談ください。

<お問合せ先>

鹿屋市役所 健康保険課

電話 0994-31-1162 （直通）

〈政令で定める特別な事情〉

1. 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと。
2. 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
3. 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
4. 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
5. 前各号に類する事由があつたこと。

《公費負担医療等》

- ① 原爆一般疾病医療
- ② 児童福祉法の小児慢性特定疾病医療費の支給、医療に係る療育の給付又は障害児施設医療費の支給
- ③ 予防接種法の医療費の支給
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給
- ⑤ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑥ 麻薬及び向精神薬取締法により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑦ 母子保健法の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給
- ⑧ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の医療費の支給
- ⑨ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により費用の負担が行われる医療に関する給付
- ⑩ 石綿による健康被害の救済に関する法律の医療費の支給
- ⑪ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の医療費の支給
- ⑫ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の定期検査費、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費の支給
- ⑬ 難病の患者に対する医療等に関する法律の特定医療費の支給
- ⑭ 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の医療費の支給
- ⑮ 国民健康保険法施行令第29条の2第8項の規定による高額療養費の支給
- ⑯ 上記のほか医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

第3号様式（第4条関係）

年　月　日

弁明書

鹿屋市長　　様

世帯主 (届出者)	住所		
	氏名	連絡先	

年　月　日付で通知のあった処分（療養の給付等に代えて、特別療養費の支給対象とする。）について、下記のとおり弁明します。

●弁明の内容：

※いずれかを選択して番号に○をしてください。

1	世帯員に公費負担医療を受けている者がいるため、療養の給付等（本来の自己負担割合での受診等）が必要です。 提出書類：公費負担医療に係る届出書（届出書には、公費負担医療を受けることができる者であることを証する書類を添付します。）
2	国民健康保険税を納付できない特別の事情がありました。 提出書類：特別の事情に係る届出書（届出書には、特別の事情があることを明らかにする書類を添付します。）
3	1、2に該当しませんが、弁明したいことがあります。

<お問合せ先>

鹿屋市役所 健康保険課

電話 0994-31-1162 （直通）

第4号様式（第6条関係）

年　月　日

様

鹿屋市長

療養の給付等に係る事前通知書

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第54条の3第4項の規定に基づき、貴世帯の下記被保険者に対しては、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第5項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

氏名	住所	生年月日

2 開始予定年月日

年　月　日

＜注意事項＞

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（3割又は2割）を支払っていただきます。

＜お問合せ先＞

鹿屋市役所 健康保険課

電話 0994-31-1162 (直通)

第5号様式（第7条、第10条関係）

特別の事情に関する届出書

年　月　日

鹿屋市長　　様

住　所

氏　名

国民健康保険法施行令第28条の6で定める特別の事情により国民健康保険税を納付することができないので、次のとおり届出ます。

世 帯 主	氏　名											被保険者 記号番号			
	住　所														
	個人番号														

(国民健康保険税を納付することができない具体的理由)

(備考)

1 特別の事情があることを明らかにする書類があるときは、添付してください。

(参考)

1 国民健康保険法第54条の3第1項に規定する政令で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事由により国民健康保険税を納付することができないと認められる事情とする。

- (1) 世帯主がその財産につき災害を受け、又は盜難にかかったこと。
- (2) 世帯主又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- (3) 世帯主がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- (4) 世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- (5) 前各号に類する事由があつたこと。

2 1以外でも「特別な事情」と思われる場合は、上の欄に詳細に記入してください。

第6号様式（第9条関係）

公費負担医療に係る届書書

年　月　日

鹿屋市長　　様

住　所
氏　名
電話番号

私の世帯に属する被保険者について、国民健康保険法第54条の3第1項に規定する医療等を受けることができる者がありますので、次のとおり届出ます。

被保険者記号・番号											
国民健康保険法第54条の3第1項に規定する医療等を受けることができる被保険者											
氏　名	住　所	個人番号									
受けることができる医療等の名称											
氏　名	住　所	個人番号									
受けることができる医療等の名称											
氏　名	住　所	個人番号									
受けることができる医療等の名称											

(備考)

- 1 国民健康保険法第54条の3第1項に規定する医療等とは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他国民健康保険法施行規則第27条の4の2で定める医療に関する給付をいいます。
- 2 国民健康保険法第54条の3第1項に規定する医療等を受けることができる被保険者の欄には、該当する全ての被保険者について記載してください。
- 3 上記被保険者が国民健康保険法第54条の3第1項に規定する医療等を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。
- 4 公費負担医療を受けることができる者であることを証する書類を添付してください。

第7号様式（第11条関係）

年　月　日

様

鹿屋市長

保険給付からの滞納保険税の控除通知書

先に申請のあった国民健康保険の保険給付について、国民健康保険法第63条の2第1項の規定に基づき一時差止措置を行っていますが、いまだにあなたの国民健康保険税が納付されていません。

つきましては、下記の控除予定期日までに納付がないときは、同法第63条の2第3項の規定に基づき、一時差止に係る保険給付の額から滞納保険税額を控除します。

記

1. 申請に係る保険給付

- (1) 種類 特別療養費・出産育児一時金・葬祭費・高額療養費・その他 ()
(2) 支給決定額 円

2. 一時差止を行っている保険給付の額

円

3. 控除する滞納保険税額及び当該滞納に係る納期限

- (1) 滞納保険税額 円
(2) 納期限 年　月　日

4. 控除予定期日 年　月　日

○不服申立て

- 1 この通知書に記載された事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鹿児島県国民健康保険審査会に対して審査請求することができます。
2 この処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

なお、上記の場合の処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鹿屋市を被告として（訴訟において鹿屋市を代表する者は鹿屋市長がなります。）、提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

<お問合せ先>

鹿屋市役所 健康保険課

電話 0994-31-1162 (直通)

第8号様式（第12条関係）

年　月　日

充当申出書

鹿屋市長　　様

私は、受けるべき保険給付の額から下記の額を控除し、国民健康保険税に充てることを申し出ます。

世帯主 (保険給付を 受ける者)	住所		
	氏名	連絡先	

記

1	給付の種類	①特別療養費　②出産育児一時金　③葬祭費　④高額療養費 ⑤その他（　　）
2	保険給付の額	円
3	保険給付から 控除する額	円
4	控除後の給付額	円
5	充当する保険税	年度 第 期～第 期 円 年度 第 期～第 期 円 年度 第 期～第 期 円 年度 第 期～第 期 円 年度 第 期～第 期 円
6	控除後の 滞納保険税額	円